

「提言型政策仕分け」 提言を受けた各府省の取組

担当府省名	総務省				
番号/テーマ	B3-1	分野名: 電波行政のあり方(新たな周波数の割当等)			
提言	<p>オークション制度の早期導入は、透明性・公平性・財源収入の観点から国民の理解は得られる、プラチナバンド、第3.9世代から即時導入すべき、現在の進行中の900MHzの割当方針は国民共有の財産を不当に低価で渡すことになる、オークションを入れない理由はなく、早急に導入するため改正法案を通す努力をすべき、(財)移動無線センターを使っての裁量権行使を続けたいという執念しか感じられない、といったオークション制度の早期導入を求める意見がほとんどであり、①第3.9世代携帯電話からオークション制度を導入すべきということを当ワーキンググループの提言とした。</p> <p>なお、②電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政の在り方についても考えるべき、といった意見もあった。</p> <p>また、導入した場合のオークション収入をどうするかについては、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で一般財源とした方がわかりやすい、オークション収入を特定財源にする理由がない、国家財政が厳しく一般財源とした方が国民の理解が得られやすい、といった全員が一般財源とすべきだとの意見であり、③オークション収入は一般財源とすべきということを当ワーキンググループの提言とした。</p>				
個別項目	検討状況		実施スケジュール	既の実施済/達成した事項	詳細資料
	検討方法	検討の方向性			
①3.9世代携帯電話からオークション制度を導入すべき	<p>○我が国における周波数オークション制度の導入に向け検討を行ってきた「周波数オークションに関する懇談会」報告書(平成23年12月20日公表)に基づき検討を実施</p> <p>(懇談会は総務副大臣主催。座長は三友仁志・早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授。会合は昨年3月から15回開催。)</p>	<p>○昨年5月の改正電波法に基づき700/900MHz帯への割当てを実施</p> <p>○周波数オークションを早期に導入(平成25年中頃を目標)</p> <p>○対象周波数帯の拡大(第4世代携帯電話の他、3.9世代携帯電話用周波数帯を検討)</p>	<p>○900MHz帯の割当てを本年2月に、700MHz帯の割当てを本年6月頃実施</p> <p>- 今後、申請概要、客観的指標やその評価根拠の公表など透明性を図りつつ、割当事業者を決定</p> <p>- (財)移動無線センターに関して、透明性を確保した運営や体制の刷新など抜本的な見直しを実施</p> <p>○第180回通常国会に電波法改正案を提出(本年3月)</p> <p>○法案成立後、可能な限り早期に実施できるよう所要の整備を実施</p>	<p>○900MHz帯の割当てについて、移行費用の透明性確保、新規参入者の公平性の確保に係る事項を割当方針(開設指針)に追加し、手続きを改善し、申請受付を開始(平成23年12月14日)</p> <p>○700MHz帯移動通信システムの技術的条件(案)について意見募集を開始(平成23年12月28日)</p> <p>○「周波数オークションに関する懇談会」において、報告書を取りまとめ、公表(平成23年12月20日)</p>	<p>行政刷新会議(第24回)資料1-4 提言型政策仕分け(情報通信)への対応について(総務省提出資料)</p> <p>http://www.cao.go.jp/sasshin/kaigi/honkaigi/d24/pdf/s1-4.pdf</p>
③オークション収入は一般財源とすべき	同上	<p>○オークション収入は一般財源化する方向で検討(周波数移行経費等オークション実施に係る費用に含む)</p>	<p>○第180回通常国会に電波法改正案を提出(本年3月)</p> <p>○法案成立後、可能な限り早期に実施できるよう所要の整備を実施</p>	<p>○「周波数オークションに関する懇談会」において、報告書を取りまとめ、公表(平成23年12月20日)。</p>	同上
②電波監理、電波行政の在り方について検討すべき	<p>○有識者等を交えたオープンな検討の場を設置して検討する予定</p>	<p>○電波行政の課題を整理し、全体的な電波行政のあり方について検討</p>	<p>○平成23年度中に無線局の目的・用途区分の簡素化について結論を得る</p> <p>○平成24年初頭に検討の場を設置。8月を目標に中間報告、12月を目標に取りまとめ</p>	<p>○新たな周波数の有効利用手法である「ホワイトスペースシステム」の実用化のための共用方針を取りまとめ、公表(1月24日)</p>	同上